



令和8年1月21日
中部運輸局自動車交通部
自動車監査官

日本郵便株式会社に対する貨物軽自動車運送事業 に係る行政処分の通知について

下記のとおり、貨物軽自動車運送事業者に対し、令和8年1月21日付けで、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第33条の規定に基づき、中部運輸局管内各運輸支局において自動車の使用的停止処分を通知しましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分対象事業者

事業者名：日本郵便株式会社
住 所：東京都千代田区大手町2-3-1
代表者：小池 信也

2. 処分内容

自動車の使用の停止処分（11営業所）

支局	郵便局	行政処分	支局	郵便局	行政処分
愛知	豊橋	3両×20日	三重	大山田	1両×21日
愛知	弥富	6両×17日 1両×20日	三重	美杉	1両×21日
岐阜	輪之内	1両×26日	静岡	熱川	1両×22日
岐阜	養老	4両×20日 1両×23日	静岡	浜松	3両×20日 1両×21日
岐阜	岐阜東	3両×27日 1両×29日	静岡	積志	5両×17日 1両×22日
岐阜	各務原東	2両×30日			

3. 処分日

令和8年1月21日（水）

【問い合わせ先】

中部運輸局自動車交通部自動車監査官 田中、中野

TEL：052-952-8038